

平成 3 1 年

# 議会運営委員会記録

平成 3 1 年 2 月 2 7 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成31年2月27日（水曜日）  
午前10時30分 開会 午前11時38分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 けさみ 議員	副 委 員 長	猪 原 陽 輔 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	富 澤 啓 二 議員
議 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 議 長	村 田 富 士 子 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	菅 原 満 議員
委員外議員	小 嶋 智 子 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件  
意見書案の調整について

午前10時30分 開会

○吉田けさみ委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と4名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、金井議員におかれましては、今回から改めてオブザーバーとしての御出席をよろしくお願いいたします。

本日の案件は、意見書案の調整についてです。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

それでは、日本共産党から提出されている放課後児童クラブの職員基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書（案）については、日本共産党、吉田けさみ委員から御説明願います。

○吉田けさみ委員 それでは、案文を朗読させていただいて説明とさせていただきたいと思えます。

案の段階ではありますけれども、放課後児童クラブと表記していますが、学童クラブと置き換えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

放課後学童クラブの職員基準等の堅持及び放課後学童支援員等の処遇改善を求める意見書（案）

放課後学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。学童の安全を確保するためには、学童を見守る職員の体制が万全である必要があります。

そのため放課後学童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外の学童に対応する者が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされています。これからの職員配置数については、国が基準を定め、市町村が放課後学童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされています。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後学童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されました。これを受けて国は、当該従うべき基準を参酌することについて検討しています。

仮に当該従うべき基準を緩和して職員が1名で多くの学童を受け持つことになった場合には、放課後学童クラブの安全性が低下するおそれがあります。そもそも放課後学童クラブの運営にとって最優先すべきことは、学童の安全の確保であり、このための最低基準として当該定められたものです。これを単に放課後学童クラブの人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではありません。

また、放課後学童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後学童支援員等の量

的な確保とその質的向上が必要不可欠です。そのため国においては、経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めましたが、その要件が難しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後学童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状況となっています。

よって、国においては下記の措置を講ずるよう強く求めます。

#### 記

1、放課後学童クラブの職員配置基準に係る従うべき基準については、学童の安全が確保されるよう堅持すること。

2、放課後学童支援員等について、給与等の処遇の改善のさらなる対策を推進すること。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、各会派からの御意見をお願いいたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 この意見書については、よろしいかと思うのですけれども、前文のところで追記できますか。

上から7行目の真ん中なのですけれども、「職員の複数配置が必要とされています。これからの職員配置等について」というところの「これから」の前ところに、「また放課後児童支援員、放課後学童クラブ支援員等については、研修等により資質を向上させていくことが必要とされている」という文言を入れて資質の向上というのを訴えていただければと思います。賛成をさせていただきます。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 公明党は賛成いたします。

この記の1と2ですよね。児童の安全が確保されること、あと処遇の改善、これはそのとおりだと思います。ただし、国のほうも小1の壁の解消に向けて約30万人分の整備を進めることとしております。そのためには要員の確保は大変大事なところなのですが、この基準緩和の議論というのは、全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方三団体が人員が難しいと、その増員の確保に対して、それで基準見直しをまとめたというのは承知をしております。全国学童クラブ保育連絡協議会が子供の命と安全を守るために質の確保ということをお示しされていることも理解しておりますが、基本的には子供の安全と学童員の待遇改善が先にくるだろうということで、私どもは賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 この意見書案に賛成いたします。

ただ最初私たちの会派で話し合ったときに、この地方における人材不足というのは深刻というのがあって、ここがいたし方ない部分があるのかという意見もあったのですが、この案文の中にありますけれども、児童の安全を最優先しなければいけないというところが一番だと思いましたので、その質の確保という点では必要なのではないかとということで、この意見書案に賛成させていただきたいと思います。

○吉田けさみ委員長 金井伸夫委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 私は、地方分権改革の観点から国が職員配置等について従うべき基準を参酌化することについてということで、国が基準を決めるのではなくて国が定めた基準を地方はそれを参酌化する方向に持っていくのがこれからの地方分権の流れではないかと思います。したがって、反対ということではと考えています。

○吉田けさみ委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私は大筋には賛成ですけれども、ちょっとわからないところを聞きたいのですが、上から7行目のところ、「職員の複数配置が必要」というのは、子供の人数によって職員というのは決まるんだろうから複数というのは数人という、どういうことなのかその点の説明をお聞きしておきます。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 複数配置というのは、今最低2名は和光市内でも複数配置されてます。それはここにも書いてあるように、緊急に1人の方が事故等の対応しなければいけないとかという事態も考えれば、複数で放課後学童クラブを取り組んでいくということは、最低限必要ですので、これを1名にということになると大変な困難さを伴うという意味で、複数という表現をしています。

○猪原陽輔副委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 学童が非常に多いところ、具体的に子供が100名になればそしたら何名かとか、何名に対して何名以上というのがあったほうがわかりやすいのではないかと思います。処遇改善はもちろんやるべきだけれども、1名ではその人がいなくなったらできないから複数、というより2名はいないと、それは賛成です。

○猪原陽輔副委員長 吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 学童クラブの定数については、県条例もありましてたしか40名という基準がありますので、和光市でも例えば70人の学童クラブがあっても二つに分けて学童クラブの指導員、支援員が対応するという形をとっていますので、その辺はぜひ御理解いただければと思います。

○猪原陽輔副委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 本当に人員が足りないと何かあったときに大変なので、支援体制をしっかりした形で、実際動いた場合は大筋には賛成です。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代いたします。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 たしか学童クラブの指導資格について12月議会で条例改正があったかと思うのですが、基本的には仮に参酌基準になっても和光市独自として加算して配置していくということになっているので、和光市としての立場からすると、従来どおりやっていくの

だということなので、他の自治体に対しての配置となると国なりの支援、特に財政的な支援とかということなのか必要になってくるのかと思います。

あと基本的に出して厚くして指導員さんを確保するというのは必要かと思うので、意見書として出すことには賛成なのですが、文言について真ん中のあたりで「一方、地方分権改革の提案募集において」云々というところについては、逆に地方側から改正を求めているということとするとどうなのかということで、文章を直す必要があるのかという気はいたします。

○吉田けさみ委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 私は提出には賛成です。

ただやはり各自自治体、地域によって実情は異なってきておまして、それに即した形で運営、運用をしていけるようにしやすいようにという意見もあって変えていくという方向性が出されておきますので、必ずしも子供たちの数が多くて指導員の数が少ない状況ばかりではないということは、念頭に置いておかなければいけないのかと考えました。

ですが、安全がやはり第一ということが非常に気になる点でございますので、安全確保という意味で賛成をいたします。

○吉田けさみ委員長 それでは、全体から御意見をいただきましたけれども、改めて金井委員外議員は地方参酌云々かんぬんという理由で、本来なら地方改革でいくべきだということで賛成できないということよろしいですか。

休憩します。（午前10時46分）

再開します。（午前10時48分）

金井伸夫委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 私は、地方分権の改革の流れの中で基準を参酌化することについて賛成しているのです。ところがこの意見書は記の1と2については、児童の安全を確保したり、指導員の給与の処遇の改善を求めているということで、この二つの趣旨には賛成しますので、この意見書の趣旨には賛成ということで、さっき反対と申し上げたのですが、考え直しまして賛成ということにさせていただきたいと思います。

○吉田けさみ委員長 それでは、この意見書案については、一部各会派からの御意見、あるいはオブザーバーからの御意見等がありましたので、それを踏まえて修正して最後の調整を図るということで、副議長提案ということでまとめることになりました。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党から提出されている加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）について、日本共産党、吉田けさみ委員から御説明願います。

○吉田けさみ委員 それでは、朗読して提案とさせていただきます。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性の難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となります。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

加齢性の難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国に比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たりおよそ3万円から20万円であり、保険適用ではないため全額自己負担となっています。身体障害者である高度重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中程度以下の場合は購入後に医療費補助を受けられるもののその対象はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮がもとめられます。

欧米では、補聴器購入に対し、公的補助制度もあり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう求めます。

和光市の場合なのですけれども、補聴器については、1カ月ぐらい試験的に使ってみてくださいということだと思っておりますが、申請があれば1カ月程度貸し出しを行っている状況で、補助金は残念ながらまだ和光市では交付していない実態があります。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

各会派からの御意見をお願いいたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 この意見書には賛成をいたします。

確かに今日本において難聴になられる方が大変ふえていて、補聴器というのはその個人個人に合った、オーダーメイドというか、つくるのもすごくお金がかかる、ここに書いてあるように3万円から20万円、これは比較的安いほうかと思っておりますし、またその使用している間にメンテナンス、また、電池もすごく特殊な電池で高いということもありますので、こういう補助的なことは必要だと思いますので、賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 公明党も賛成をいたします。

例えば兵庫県の県議会でも意見書が採択されています。全国的に問題意識はあると承知しています。原則は身体障害者手帳が交付されない限りはこの補助は受けられないというのも時代の流れの変化からして今後必要であろうということで、この公的補助制度の創設は賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 私どもの会派も賛成いたします。

この案文にあるとおり、難聴になりコミュニケーションの機会が大幅に減ることによってうつや認知症につながるというのは十分可能性としてはあると思いますし、案文の最後のほうでこの対策をすることによって認知症の予防、あるいは健康寿命の延伸というのは確かにそういった効果もあると考えますので、その難聴者の補助プラス医療費の抑制という点で効果があるのではないかとということで、賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 私も賛成をいたします。

今の御意見のとおりなのですけれども、耳が聞こえなくなりコミュニケーションがとれなくなることによって、周りや社会とつながっていかなくなるのが高齢者の虚弱につながっていくということでもあります。また認知症にもつながるという研究結果の発表もされておりますので、ぜひそういったことを予防するということで賛成をいたします。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 賛成いたしますが、また3行目以下のところで指摘されているということで、「加齢性の難聴によりコミュニケーションが減り」云々で考えられているということで、これは「何々ではこう考えられている」とか「指摘されている」とかというのを入れていただければと思うのですが。それとあとは、その下4行目ぐらい「その対象はわずかで、約9割は自費で購入している」という、「何とかの調査では9割」ということで入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉田けさみ委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 大まかには賛成です。

補聴器は耳なんですよね。耳であり体の一部になりますので、ここに日常生活に不便と書いていますけれども、「日常生活用具として」と持っていけばいいのです。聴覚障害児の場合は、日常生活用具と認められれば市は人工内耳または補聴器を支給するのです。高齢者の加齢性なので、加齢でもなれば日常生活用具にして補助のほうがいいのではないかと、どこかにその言葉を入れれば、それは通じるのです。いろいろな意味で高齢者の日常生活用具はいろいろなものが支給されていますよね。もちろん医者診断が要ると思うのですが、他市でやっているところがありますから賛成です。

○吉田けさみ委員長 金井伸夫委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 私も難聴の高齢者の方にとって補聴器は必要だと思いますので、賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 それでは、ただいまの意見書案につきましては、一部字句の加筆、修正を加えながら副議長提案としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕



次に進みます。

公明党の食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）について、説明をお願いいたします。

富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 先に意見書を朗読して、その後に若干説明をさせていただきます。

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）

まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されているいわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題といえる。国内で発生する食品ロスの量は、年間646万 t（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、今や必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人がおのこの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることが出来る食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

#### 記

1、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。

2、商慣習の見直し等により食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及啓発、学校等における食育、環境教育の実施など食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

3、賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

なぜ食品ロスが発生するかということで、その原因は販売期限に厳しいルールを設ける食品業界の慣習、あと消費者の購買行動があるであろうと言われております。年間646万 tの食品ロスというのは、これは農林水産省の食品廃棄物が約2,842万 t出ていると、そのうちの646万 tが食品ロス、その内訳としてメーカーや小売店など事業所が357万 t、家庭が289万 tであります。合計で646万 t。

下のほうにいきまして、「必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供」とありますが、これは厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、年間で122万円未満の可処分所得世帯、いわゆる総体的貧困層、これは国内でひとり親家庭など7人に1人の子供が貧困状態

であるということで、施策として大事であろうということです。

記のほうで、食品ロスの削減、また法律の制定を含めたより一層の取り組みということになりまして、これは社会全体で取り組み機運を高めることが必要である、例えばローリングストック、要は保存がきく食品を使った分だけ補充、家庭で備蓄等をするとう削減も随分効果が出るだろうと言われております。

記の3番のフードバンク、これは真に必要な食品や事業費の確保、また行政との連携、人材不足などの課題があります。この取り組みをさらに支援することが大事だろうということであります。

○吉田けさみ委員長 それでは、各会派からの意見をお願いいたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 この意見書には賛成いたします。

昨年の恵方巻きのときに随分この食品ロスが取り沙汰されていましたが、その以前からこういうのが問題になっていて、JAS法の絡みがあってこういう厳しいことになって食品ロスにつながっているのかと思っておりますけれども、この辺の整備が大変重要だと思っております。

また、こういう整備をしていただくことによって食品ロスがなくなれば、もったいないがなくなるのではないかと思いますので、この意見には賛成をさせていただきます。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 私どもの会派も賛成いたします。

記の1番、2番、もちろんこれぜひやっていただきたい取り組みなのですが、ただ効果が出るまで少し時間がかかるかと考えておりますので、大事なものは3番のフードバンク、こちらが一番早く取り組める内容なのかと思っておりますので、特にこういったところの仕組みづくりというのを早急に行っていただきたいと考えました。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 共産党も基本的にはこの意見書案には賛成です。ただ一つ引っ掛かりがあるのが前文のところの下から6行目なのですが、「食べることが出来る食品については、廃棄することなく」、これは重要だと思うのです。それで、「貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供する」というところに実は引っかかりを持っているのです。それで、賞味期限だとか、あるいは食べられないものとかをこういう形で使っていくこともあることはあるし、大事なこともかもしれないですが、何となく施しの考え方という言い方が入っているかと誤解されやしないかと感じるのです。ですから、「廃棄することなく有効に食べ物を使ってほしい」みたいな表現に変えていただければいいかと思うのです。

あと記のところの1番目なのですが、実は共産党は堺市議会でこの意見書が出ているので、参考にとってみたのですが、非常によくまとまっているのです。言わんとするこ

とは公明党の提案の内容とほぼ一緒なのですが、記の1のところで「法律の制定を含めた」というところがあるのですけれども、「意識啓発」だとかという文言にも前文で触れていますように、「法律の制定を含めた」という文言をこれを「食品ロス削減に向けて削減目標や基本計画を策定し一層の取り組みを実施すること」という法律よりもそっちのほうが先かと思えますので、このように変えていただければ賛成できます。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代いたします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私も食品会社にいたからロスはわかります。昔の時代は豚とか飼っているから返品を食べさせてもらったけれども、今は全部廃棄して燃やしています。本当にこれ非常にもったいないのです。私としては大まかに賛成で、フードバンクなどほとんどNPOがやっているのですよね。フードバンクなどのNPOの支援というのが入ってもよろしい。どちらでもいいのですけれども、NPOの支援としたほうがすごく動きますよね。それをちょっと足していただければ、お任せします。

賛成です。

○吉田けさみ委員長 金井伸夫委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 私も賛成です。

ここにITの活用というのをに入れていただけたらいいのではないかと思います。例えば、需要と供給をマッチングするITのプラットフォームをつくればその必要な方に回る可能性が高まりますので、この意見書にITの活用というのをどこかで入れていただければと思います。

○吉田けさみ委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 私も賛成です。

食品ロスの問題は、以前から社会の問題として取り上げられておりましたし、食べられるものがもったいないというこの精神を残していくという意味でも賛成です。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 基本的に賛成いたします。

前文のところの下から6行目で、「まだ食べることが出来る食品については」ということで、先ほどもお話があった賞味期限、消費期限との関係があるので、食べることができるという表現がいいのか、消費期限というのにそろえるのがいいのか、御検討いただければと思うので、よろしく願いいたします。

○吉田けさみ委員長 それでは、この意見書案については、一部文言の修正をして副議長提案ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に進みます。

公明党から提出されております妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）ということで、公明党、富澤啓二委員から説明をお願いいたします。

○富澤啓二委員 まず、意見書案通読いたしまして説明いたします。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）

妊婦が診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて中央社会保障医療審議会で妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために下記の事項に取り組むことを求める。

#### 記

1、医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

2、保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。

3、妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

説明します。

案の下から5行目に「中央社会保障医療審議会」とありますが、これは訂正をさせていただきます。「中央社会保健医療協議会」と訂正をいたします。厚生労働省の諮問機関であります。

そして、「診療には特別な注意が必要とされる」ということで上段のほうにありますが、これは日本産婦人科医会や日本産科婦人科学会から妊婦の外来診療に対する評価の要望が出ておりました。妊婦加算に関しては、妊婦に対する通常よりも丁寧な診療評価が必要だろうということでもあります。

あと記の1番で「医師の教育や研修の体制」、これは産婦人科医が慢性的に不足しております。内科医や外科医に対し投薬の注意点といった情報提供が必要であろうと思います。

記の3番の「自己負担することの影響」についても、負担増を嫌い受診を控え、妊娠を隠すようなことも考えられるおそれもありますので、そうなりますと本末転倒になりますので、しっかりと国民的議論を行うことが周知も含めて必要だろうと思います。

以上です。

○吉田けさみ委員長 各会派の意見をお願いいたします。

吉田武司委員。

○吉田武司委員 この意見書案に賛成いたします。

今、核家族化が進んでおり、妊婦の方たちもかなり不安を感じているということで、和光市もネウボラということで事業をやっていますけれども、そんなようなことからこういうことは大変重要なことだと思います。

また、記の1番、2番についても、かなり重要なことだと思っておりますので、妊婦が安心して医療提供を受ける体制が必要だと思いますので、賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 私どもの会派も賛成いたします。

この妊婦加算の問題と申しますか、これが世間的にちょっと話題になったのが今ではマスコミが妊婦税とかとちょっとあおってももとのこの制度ができた経緯については全く触れずに知らないうちに加算されていたというところだけ取り上げていて、ちょっと残念な結果になったのではないかと思います。制度にはつくるに至った経緯がちゃんとありますので、そこを周知していなかったという点が問題の根本にあるのではないかと考えましたので、この記のうちの3番のところ、妊婦の方にこの制度についてちゃんと理解してもらおうということがまずは必要なのではないかとということなので、説明をするということと、あとはこういうことが必要なんだという情報を国民に提供した上での議論をしていただくような、そういった環境づくりが必要ではないのかと考えます。

公明党の提案に賛成いたします。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 基本的には共産党も賛成です。

それで、今新しい風からも言われたように、この制度を一時的にストップしなければいけなかった理由の一つが、十分に医師だとか妊婦の方たちに説明がされてこなかったということが問題、根本にあるかと思うのです。

ですから、説明の中でも「しかし」のところに「妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたこと」という文章が入っています。

もし訂正していただければということで申し上げますと、3番のところなのです。最後のところ、「開かれた国民的議論を行うこと」というのは、推進するのだということできているけれども、何が問題だったのかというところを突き進めて考えると、開かれた国民的議論も必要なのですけれども、関係する医師だとか妊婦に十分に説明することと置きかえるほうが適切ではないかと思っているのです。初診料だとか再診料だとか、基本的な診療に上乘せして設定されるけれども、これは最終的には安心して医療を受けられる体制づくりなのだと思いますということも理解されないから、妊婦税だとかという形でも出てきているのだと思うのです。十分な責任

を果たして目的に沿ってきちんとやっていくということで、あとは診療負担等についてもここにも「自己負担することの影響にも十分配慮しつつ」と入っていますので、字句訂正ができれば「開かれた国民的議論」ではなくて、「説明責任を果たすこと」という文章に変えてください。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 意見書として賛成いたしますが、記の3で今吉田けさみ委員からあったように、制度の周知ということ責任を持ってやってもらうということが必要ではないかと。そういったことがあれば混乱を避けるという意味にもなるので、その辺を踏まえて文章を検討いただければと思います。

それから、記の1番で「医師の教育や研修の体制」ということでありますけれども、富澤委員の説明にもありましたが、医師の間での、いろいろな投薬や合併症、症状についての情報の提供、共有ということが必要なのかということで、医師の教育、研修というよりもむしろ情報の提供や共有をして医療現場で事故が起きないような形で対応していくという形がいいのかと思いましたが、検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○吉田けさみ委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 私も賛成です。

妊娠期間を健康に過ごすため、妊婦が定期健診を受けることを推奨しております。経済的な理由などのいろいろな理由でそれを受けていない方が、実際にリスクを負って赤ちゃんへの影響への配慮が不足していたとかそういったことが後からわかるということも起きています。この場合は健康な経過をたどっていかない妊婦たちが安心して医療を受けるという環境をつくるということがまず第一ということでありますので、賛成をいたします。

○吉田けさみ委員長 赤松祐造委員外委員。

○赤松祐造委員外議員 賛成です。

皆さんがおっしゃったように、記の3番の「開かれた国民的議論」だとおじいちゃんもおばあちゃんも入ってもらうとかよくわからないところがあると思うので、そこを「啓発」とか先ほどの「医療提供体制に周知する」とかなんかそんな感じで直すと。

一つ聞きたいのですが、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算とか、それどういう内容なのかここよくわかりませんので、コンタクトやったことないので説明をお願いします。

○吉田けさみ委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 これは制度の趣旨を逸脱した運用です。コンタクトレンズの処方に加算するのは、配慮が必要のない診察でありますので、加算の対象外であります。

○吉田けさみ委員長 金井伸夫委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 意見書に賛成します。

妊婦加算についての周知が足りないので、今後周知していただければいいかと思えます。

○吉田けさみ委員長 それでは、この意見書案については、若干の文言の修正で副議長提案ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に進みます。

緑風会から提出されている児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書（案）について、緑風会、吉田武司委員から説明をお願いいたします。

○吉田武司委員 まずこの文章について「（案）」が抜けてますので、「（案）」を入れていただければと思います。

それでは、案文を読み上げまして提案説明とさせていただきます。

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書（案）

東京都目黒区で両親から虐待を受け、女兒が死亡するという痛ましい事件後、また千葉県野田市で小学4年生が死亡するという痛ましい事件が起きてしまいました。このような虐待事案は近年急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増しています。こうした事態を重く受けとめ、政府は平成28年、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきました。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず虐待から救うことができませんでした。虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要です。よって、政府に対してこうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

#### 記

1、平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化プランを新たに策定するとともに、必要な財源確保のための施策を速やかに講ずること。

2、子供の問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、人員を確保し、施設やNPO等民間機関、団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。

3、児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、児童相談所が必要とする情報がタイムリーかつ確実に共有できるように

するとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

4、全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の運用改善に努めること。

5、保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、配置を強化したスクールソーシャルワーカーを中心に、学校における虐待対応体制を整備すること。

政府としても平成31年度新たに改正を進めているところですが、それをさらに進めていただくようにこの意見書を提出したいと考えて提出いたしました。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 この意見書に公明党は、賛成であります。

意見を言わせていただきますと、2行目の児童虐待相談件数大変ふえてございます。以前は虐待を受けた児童でしたが、法改正によって現在では児童虐待を受けたと思われる児童を見つけた場合、これは一般市民も含めて通告義務が発生しています。これは結果的に虐待が誤りであっても刑事上、民事上の責任が問われることは基本的にはないこととなります。

下のほうで「虐待の防止」とありますが、これは民法の懲戒権、しつを理由に体罰などを容認する根拠にされないようあり方を見直すことを申し上げたいと思います。

そして、記の2番の最後のほうに「児童相談体制改革」、大事だと思います。提言の骨子としては、種々各会派から出ておりますが、民法の懲戒権規定を見直したり、全国で情報共有システム、あとDVの被害者支援との連携、学校での対応体制を構築したり、児童相談所に警察職員らを配置することも大事ではないかと思えます。

4番の「児童相談所の相談できる窓口」、大変大事だと思います。政府は虐待が疑われる全国の全てのケースを1カ月以内に緊急で安全確認をすることなどを決めております。厚生労働省と文部科学省は、プロジェクトチームを立ち上げています。5月末までに対策の中間まとめを作成することになっておりますが、一刻も早くしっかりしたものをつくっていただきたいと思えます。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 私ども会派もこの意見書に賛成です。

記の4番の「189」、いち早くのダイヤルで「未だ半数以上の電話が切れている」という文言がございますが、私もニュース等でこの情報を耳にしたことがございます。電話がつながらなくてまたかけようとした間に虐待がおさまって、それから電話をかけなかったという事例もかなりあるとのこと。しかしそれがもう本当にいいのかどうか、おさまったからといって虐待が終わったと必ずしもいえない状況もあるのではないかと考えます。ですのでまずは、この189がつながりやすくなるという仕組みをつくっていただきたいというのが一つ。また、189以外に110番でかかるケースもかなり件数があると聞いております。ただ、その警察



と児童相談所の連携というのは必ずしもうまくいってないところがあるという現状がございますので、110番から来た場合の案件についての情報の共有というのはしっかりやっていただきたいと思っています。それは記の3番のところをしっかり記載していただいているので、この部分特に一番大事ではないかと私も考えております。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 基本的には共産党も賛成なのですが、日本政治.comというインターネット情報なのですが、これに対する各政党の提言が行われているというところで見ただけなのですが、公明党、社民党、共産党は、児童相談所の職員の拡充を主張しています。それからさらに、養護施設、里親制度の拡充、このこともあわせてこの3党は主張しているとなっています。ですから、記のところの主に対処をどうするかというところのことが強調されているかと思うのですが、例えば記の2のところの2行目でしょうか、「人員を確保」というところに「専門的職員を大幅に確保し」としていただきたいのと、次の行の「施設」というところを「児童養護施設や里親制度の拡充することなどや」という形で、この施設のところを具体的に触れていただければいいかと思っています。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代いたします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 基本的に賛成です。

これは起きてからまた大きくなる前に何とかしようというのですが、問題は父親と母親がやるわけなので、父親、母親の問題をもっとその先の結婚の問題、中学校からの教育の問題と全部つながってくると思います。そこが問題なので、どんどん出てきて次も出てくるので、ここには書けないことかもわからないのですが、原因をあれしてほしいと思います。基本的には賛成です。

○吉田けさみ委員長 金井伸夫委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 私も賛成です。

例えば民法822条の懲戒権の定めについての見直しもしていいのではないかと思います、それは意見です。

○吉田けさみ委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 私も賛成です。

児童相談所や学校、また警察などだけではなくて、多くの立場の人、あらゆる人たちがいろいろな角度から一緒に取り組んでいく、社会で取り組んでいくということが必要だと考えております。そういった意味ではこの前文の中にも協働してやっていこう、それから記の中にも情報共有をしていこうとか、協働する役割分担をしていこうということが各項目に書いてございますので、社会全体で取り組んでいくということで、賛成をいたします。

○吉田けさみ委員長 菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 賛成いたします。

記のところで、提案された吉田武司委員からも話があったように、今回の事件を受けて政府で取り組みがスタートしているということもありますので、「平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し」というところを最近の動きに変えて以降を講ずることというよりそれをもう実行していくということで「促進すること」とか、「行っていくこと」とかという形で各種計画を立ててきているけれども、それを「着実に実行していく」という形にされる方がいいのかと私自身は思うので、その辺を検討していただければと思います。

全体的には賛成いたします。

○吉田けさみ委員長 全員の会派から意見をいただきました。

一部文言の修正、あるいは加筆をしていただいて、副議長提案としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回全てが副議長提案ということになりました。

この意見書案については、次回3月8日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

以上で本日の協議事項は全て終了となります。

そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時38分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      吉   田   け さ み